

令和7年度山形県いじめ問題対策連絡協議会 記録

令和7年6月2日（月）
13:30～14:30
県庁講堂

1 開会

2 会長あいさつ

- いじめ問題については、本県では平成25年度から“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開し、県民挙げて、いじめ・非行防止に取り組んできた。
- 学校や家庭での日々の取組はもちろんのこと、今後も、各方面で様々な取組を実施し、子どもたち一人ひとりが、安全・安心な環境の中で、自分らしく可能性にチャレンジできる社会づくりを、私たち大人が、推し進めていく必要がある。
- それぞれの取組を共有して意見交換するとともに、後日、各組織でも話題にしていただくことで、いじめの未然防止や早期認知・解消につながると考えている。
- これから新しい時代を生きる本県の子どもたちが健やかに成長し、笑顔にあふれた未来を送ることができるよう、有意義な会にしていきたい。

3 協議

（1）令和6年度におけるいじめに関する調査結果報告等について【資料1】

県教育局高校教育課長

- 調査内容の概要
- いじめ防止対策推進法で定められた「いじめの定義」に沿って、いじめを認知した件数
- いじめ認知件数
 - ・ 小学校が3年続けて減少、中学校は減少に転じ、高校は横ばい、特別支援学校は増加、県全体では前年比97.2%となった。
 - ・ 小学校では、「いじめを許さない・見逃さないためのリーフレット」の積極的な活用を通して、何がいじめにあたるかの理解が進んだことで、1年生から4年生まではいじめにあたる行為の減少による認知件数の減少につながり、5、6年生ではいじめの被害を相談しやすくなつたことによる認知件数の増加につながっていると考えている。
 - ・ 中学校においては、1年生は例年増加する傾向にある。これは進学による環境の変化と人間関係の多様化・複雑化等によって生徒同士のトラブルが増え、いじめ認知件数も上昇する傾向があることが影響していると思われる。
- いじめの発見のきっかけ
 - ・ 「アンケート調査等学校の取組により発見」が78.7%と最も高くなっている。
 - ・ 全ての児童生徒だけでなく、保護者も対象にアンケートを行うとともに、児童生徒と面談をセットで実施しているのは、山形県だけの取組であり、認知件数の高さに繋がっている。
- いじめの態様
 - ・ 「仲間はずれ、無視される」、「金品を隠されたりする」といったものは前年に比べて減少した一方、「嫌なことを言われる」といった内容は、例年同様多く、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」という内容も増加が見られる。「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」という内容は、校種別で見ると主に小中学校で増加している。
 - ・ ICT機器の普及に伴い、インターネット上のコミュニケーションの割合が増えてきていることが要因の一つと考えられるので、特別の教科 道徳や特別活動において、情報モラル教育やSNS等を利用する際の他者とのかかわり方について、小学校低学年から継続して取り組んでいく必要があると捉えている。
- いじめの解消状況
 - ・ 「いじめが解消した」割合は86.3%であり、前年度と同様、9割近い解消率となっている。
 - ・ 今後もいじめ解消の2つの要件を満たしているかどうか、丁寧に確認するよう指導する。

- ・令和6年度末までで、令和5年度に認知したいじめが99.3%、令和4年度に認知したいじめが99.9%解消している。
- 全体として
 - ・いじめの認知については、早期発見対応が解消の第一歩と考え、各学校において積極的に丁寧に対応するよう努めている。今後も児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるような学校作りを指導していく。

(2) いじめ問題等への対応及びいじめ防止等に向けた取組について【資料2-1~2】

県教育局義務教育課長

- **資料2-1** いじめ問題等への組織的対応に係る全体構造について
 - ・「山形県いじめ防止基本方針」に基づき、県全体でどのような組織等が関係し、対応を行っているかを示している。
 - ・資料左上の山形県いじめ問題対策連絡協議会は、本県のいじめ防止に関する機関・団体の連携を図り、基本方針に基づく各年度の取組の計画や実績を協議する場である。
 - ・県教育委員会では、いじめ問題対策連絡協議会の意見を踏まえ、いじめのない学校づくりの推進に向けて各種事業や会議等を展開している。
 - ・県教育委員会の附属機関として「山形県いじめ問題審議会」を設置し、全公立学校を対象としたいじめ防止のための取組について評価・検証をいただき、有効な対策を審議いただいている。また、県立学校における重大事態発生時には、調査検証を行う機関となる。
 - ・「山形県いじめ重大事態再調査委員会」は、知事の判断により必要があると認められるときは、調査の結果について調査を行う「再調査」を行うことができるようになっている。
 - ・令和5年2月文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応にむけた警察との連携について」に基づき、警察とも連携して積極的な対応を進めていく。
- **資料2-2** いじめの防止等に向けた取組み

各学校への指導の重点として「未然防止」「早期発見」「適切な対応」を掲げている。

 - ① 未然防止
 - ・昨年の県いじめ審議会で、多様性の時代において、自他を認め合いながら自己主張や折り合いをつける力を育てていくことが肝要であり、それがいじめの未然防止につながるとのご意見をいただいた。それを受け、児童生徒が安心できる「居場所づくり」の項目に「多様な考えが認められる授業づくり」を、児童生徒が主体的に取り組む「絆づくり」の項目に仲間と一緒に活動することで、自他を認め合う取組の実施」を明記し、より具体的な取組が実施されるよう整理した。
 - ・ネットトラブルやネットを介したいじめを防ぐために、PTAや警察等と連携を図りながら、講話や研修会を行うとともに、「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動と連携して多様な取組を推進していく。
 - ② 早期発見
 - ・児童生徒と保護者を対象としたアンケートの実施と、その内容をもとにした相談・面談をセットにして行うことを継続し、早い段階での認知に努めていく。
 - ・アンケートと同時に家庭・教員向けに「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を配布、活用し、日常の小さな変化を捉え、家庭と連携したいじめの早期発見につなげている。
 - ③ 適切な対応
 - ・各学校においては、「いじめ防止基本方針」に組織や対応の流れをまとめているが、見直しのポイントを研修会等で示すとともに、いじめ対応の好事例等も紹介しながら、実情に応じた「実効的な組織作り」や「連携体制づくり」を支援していく。
 - ・実際に生じてしまった複雑な事案に対しては、県教育委員会からの指導・助言に加えて、昨年度から始まったスクールロイヤーの活用を促したり、各教育事務所に設置している「いじめ解決支援チーム」を派遣したりすることで、適切な情報共有、組織対応を行い、いじめ重大事態に発展することのないよう解決に努めていく。
- 今後も、各学校のいじめ防止等の取組や心のケア等について定期的に実態を把握するとともに、学校、関係機関、家庭・地域が一丸となっていじめ防止等に取り組めるよう支援する。

(3) 関係機関及び団体の令和6年度いじめ防止等に係る取組の報告並びに令和7年度いじめの防止等に係る事業計画等について

① 県青少年育成県民会議会長 【資料3】

“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動

○ 令和6年度の取組みの成果と令和7年度の取組み内容

① 小学校・中学校・高校・特別支援学校を対象とする取組

- ・ 小・中・特別支援学校の生徒を対象に標語を募集し、51,340通の応募があった。県内4地区ごとに最優秀作品を選定した。
- ・ 高校の生徒を対象に「ポスター・デザイン」の募集及び「いじめ防止スローガン」の作成を依頼した。
- ・ ポスター・デザインについては、優秀作品に各地区の標語を入れ、県内の学校や青少年育成団体・関係機関に配付、広報・啓発活動に取り組んだ。
- ・ スローガンについては、公立高校44校、私立高校2校で作成した。

② 山形県青少年健全育成県民大会の開催 (R6.10.27)

- ・ 村山市民会館にて開催。約240名が参加し、いじめ防止標語・ポスター・デザイン最優秀賞受賞の児童生徒を表彰した。

③ 「いじめ・非行防止セミナー」の開催 (県民大会と同日開催)

- ・ 東根市「ひがしねあそびあランド」運営者の活動発表やクロフネカンパニー代表 中村文昭氏の講演をいただき、最近の課題についての知識習得、情報共有が図られた。

④ 「児童・生徒と地域の大人の対話会」開催

- ・ 県内各地区で児童生徒と地域の大人が向き合い、いじめ防止について話し合う取組を実施した。

⑤ 「モンティオ山形ホーム戦での普及活動の実施」

- ・ 11月10日開催のモンティオ山形ホーム最終戦において、啓発・普及活動を実施した。

⑥ 令和7年度の取組

- ・ 標語やスローガンについて、ホームページ・SNS等による情報発信を強化し、生徒がいじめについて考える機運を醸成していく。
- ・ 10月26日(日)、庄銀タクト鶴岡にて山形県青少年育成県民大会を開催する。

② 山形県警察生活安全部長 【資料4】

○ 警察における認知状況

○ 令和6年度のいじめに関する相談は27件、いじめに起因する事件は4件であった。事件については過去5年間で最も多くなっている。警察でいじめに関する相談を受理した場合は、所管の教育委員会や学校に情報共有しながら対応している。

○ 警察における基本方針

○ 学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害少年や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な措置を執る。

○ 特に、被害少年の生命・身体に重大な被害が生じている場合には、検挙、補導等の措置を積極的に講じる。

- ・ 警察でもいじめに関する相談窓口(電話・メール)をいくつか設定している。また、学校警察連絡制度や青少年健全育成月例懇談会、スクールソーター(警察OB)の派遣等を通じて、関係機関との情報共有やいじめへの対応に関する助言・指導を行うなど、教育委員会、学校等と緊密な連携を図りながら、いじめ問題への適切な対応に努めていく。

③ 山形県 P T A 連合会会長 【資料 5】

- 山形県 P T A 連合会「親学」補助事業（いのちの大切さに関する学習会・人権教育）
 - ・ 多様化する社会情勢の中で、何がいじめにつながっているかわかりにくい状況がある。その中で、学校・地域・家庭、他の家庭とも連携して子どもたちの置かれている環境を情報共有することを目的としている事業である。
 - ・ 令和 6 年度は、7 団体で、講演会や研修会を実施した。
 - ・ 令和 7 年度も、「親学」補助事業を進め、情報共有に努める。

意見① 山形県いじめ問題審議会

- いじめ全般について
 - ・ 様々な団体から取組の報告をいただいた。以前に比べ、手厚い対応がなされていると思われる。
 - ・ いじめの定義は変わってきている。「してあげている」といった好意でやっていることも、受け手が「いじめ」と認識すればいじめとなる。
 - ・ こうしたいじめの定義に対する認識が深まれば、生徒がいじめについて相談しやすくなり、いじめにあたる行為そのものの減少にもつながる。また、教職員もいじめを認知することが容易になり、対策を講じやすくなる。
 - ・ しかし、まだいじめと認知できずに重大化している事案があるため、認知件数は多くしていくことが必要だ。

意見② 山形県中学校長会

- 「未然防止、早期発見、適切な対応」についての実践事例
 - ①「未然防止」としては、「居場所づくり」「絆づくり」を行っている。
 - ・ 「居場所づくり」に関しては、生徒指導上の視点を踏まえた授業改善とワクワク楽しく学ぶ山寺探究活動を行っている。山形市教育委員会の指導の指針「いじめの未然防止・早期発見と早期対応」チェックリストや村山教育事務所の「自立した学習者を育てるための授業改善チェックシート」を活用し、児童生徒一人ひとりが自分の意見が大事にされると感じたり、安心して間違えたりできるような授業改善に努めている。また、小中併設校の良さを活かした山寺探究活動では、地域社会と連携・協働し、ワクワクしながら楽しく学び、児童生徒が自ら考え自己決定することで児童生徒の自己調整力や自己指導力の育成を目指している。
 - ・ 「絆づくり」に関しては、中学校の生徒会重点活動として、いじめのない学校にするための「ハート宣言活動」を行っている。これは文部科学省で開催された全国いじめ問題子供サミットで、全国の小中学生と協議を行った経験をもとに考えたものである。互いに温かく関わり合い、幸せになれる学校にしていくために、一人ひとりがカードに自分の宣言を書き、校内に掲示し、学期ごとに評価をして自分の行動を振り返っている。今後、この活動を小学生にも広げ、小中連携ののりしろづくりの取組みを進めていくとともに、山形市の中学校との生徒会交流会を開催し、各校のいじめ防止の取り組みについて話し合う機会を設けていきたい。
 - ②「早期発見」としては、1人1台端末による「心の健康観察」を取り入れている。「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO プラン」」に基づき、心の小さな SOS を見逃さないために、「スクールライフノート（心の天気）」が導入されている。児童生徒の心の小さな SOS を把握するのに大変有効で、気になる児童生徒には、即時、声をかけている。
 - ③「適切な対応」としては、教職員、児童生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知を行った。年度当初の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を見直し、いじめ認知の考え方やいじめ対策組織と対応の流れ、いじめ重大事態発生時の対応について再確認した。また、入学式・始業式では、児童生徒に、いじめは決して許されないことや思いやりの心を大切にすること、PTA 総会では、保護者に、いじめの定義や学校のいじめ防止等の取組みについて周知するとともに、いじめの情報があればすぐに学校に教えていただきたい旨をお願いした。
 - ・ 今後も、学校と関係機関、家庭・地域が一丸となって、いじめのない学校づくり、ウェルビーイングを目指し、みんなが笑顔になる学校づくりに努めていく。

意見③ 山形県公認心理師・臨床心理士協会（オンライン）

- スクールカウンセラーを指導する立場から
 - ・ 山形県はいじめの認知件数日本一だが、これは誇っていいことだと思っている。先生方はちょっとしたことに対しても、声をかけていじめに発展しないように対応してくれている。
 - ・ 一方で、解消されないいじめ、重大事態が何件か発生している。なかなか解決されず、先生方が疲弊しているという現状がある。何とかできないかと思っている。
 - ・ ただ、スクールカウンセラーがいじめの対策になかなか関わることができていないという実態がある。心の専門家であるスクールカウンセラーを早めにケース会議に入れていただき、被害者の心のケアやアセスメントに関わらせていただきたい。
 - ・ 同時に、加害者のアセスメントも必要である。虐待や厳しいしつけをされていることが、いじめをしてしまう原因となっていることがある。加害者の心理を理解し、対策を考える等加害者にも関わっていく必要がある。特に初期段階において、スクールカウンセラーは有効に関わることができる。

結び（会長）

- 各団体の取組や委員の方々の思いを聞き、改めていじめ問題対策に臨んでいきたいと強く感じた。
- いじめ防止やいじめに困った児童生徒がすぐに相談できる体制作りを今後より一層進めて、子どもたちが安心して学校生活を送り、郷土に誇りと愛着を持って成長していくように、私たち大人が子どもたちをあたたかく見守り、支えていきたい。